

2 消滅時効・マニュアル

- (1) (a) 請求の趣旨と請求原因
- (1) (b) 所有権的構成（権利移転的構成）の場合の抗弁
担保権的構成の場合の抗弁
Bの再反論とその性質
債権的抹消登記請求権
債権の消滅時効の一般的要件
不確定効果説・確定効果説・訴訟法説
- 事例1 事例への当てはめ
Sの債務承認の有無
固有の援用権を検討する必要性
- 事例2 時効完成後の債務承認書差入れの意味
消滅時効の完成を知っている場合と知らない場合
時効完成についての悪意推定から信義則違反構成へ
必読判例①
期待・信頼の要素
B固有の時効援用権
問題の根源としてのBの無権代理行為の評価
- 事例3 時効完成前の債務承認書差入れの意味
保証債務における457条1項の時効中断効と148条の中断の相対効
必読判例②
- (2) (a) GのHに対する請求の趣旨と請求原因
①物権的請求権による場合
②債権者代位権による場合
- (2) (b) Gの固有の時効援用権の有無
参考判例①とその理由
参考判例②とその理由